

広島県告示第三百号

広島県営住宅設置、整備及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）第五十四条第一項及び第二項の規定によつて、次の駐車場の使用料（以下「基本使用料」という。）及び高額所得者の駐車場の使用料（以下「高額所得者使用料」という。）を定め、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

平成二十八年四月一日に設置する県営住宅駐車場の基本使用料及び高額所得者使用料

駐車場の名称	位 置	基本使用料 (月額)	高額所得者使用料 (月額)
県営登町住宅駐車場	呉市和庄登町	三、九〇〇円	五、三〇〇円